

目次

- 第1編 総則（第1条—第7条）
- 第2編 旅客営業
 - 第1章 通則（第8条—第13条）
 - 第2章 運賃（第14条—第16条）
 - 第3章 効力（第17条—第19条）
 - 第4章 特殊扱い（第20条—第23条）
- 第3編 他社線（第24条—第28条）
- 第4編 雑則（第29条）
- 附則

第1編 総則

（目的）

第1条 この規則は、東京地下鉄株式会社（以下「当社」という。）における、識別番号が記録されたクレジットカード、デビットカード又はプリペイドカード（以下「カード」という。）及び携帯情報端末等に搭載しているカード機能（以下「決済媒体」という。）のタッチ決済を使用した乗車（以下「タッチ決済乗車」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 タッチ決済乗車による旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。

2 この規則に定めのない旅客の運送等に関する事項については、法令、当社の旅客営業規程（平成19年4月営業部達第3号。以下「規程」という。）等の定めるところによる。

3 この規則及びこれに基づいて定められた事項は、旅客に予告なく変更することがある。

4 この規則が改正された場合、改正日以降のタッチ決済乗車による旅客の運送等については、改正された規則の定めるところによる。

（用語の意義）

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格（NFC）Type A/Bを活用したEMVコンタクトレス決済をいう。
- (2)「タッチ決済乗車」とは、提携する事業者が運営するサーバ上にて、決済媒体の識別番号、乗車時の入出場情報等を管理するクラウド型交通乗車システムの機能を利用した、電子式証票による乗車方式をいう。
- (3)「都度利用」とは、決済媒体を利用したタッチ決済乗車のうち、規程に定める普通旅客運賃を適用するものをいう。
- (4)「発行事業者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する事業者及びタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している事業者をいう。
- (5)「提携事業者」とは、タッチ決済乗車システムのWebサイトを管理する事業者であるQUADRA C株式会社をいう。
- (6)「対応改札機等」とは、決済媒体を用いてタッチ決済乗車の改札を行う駅務機器をいう。
- (7)「他社線」とは、当社以外の鉄道事業者の路線をいう。
- (8)「相互利用社局」とは、当社とタッチ決済乗車について、共通の決済システムを用い相互に旅客運送を行う鉄道事業者をいう。
- (9)「相互利用社局線」とは、相互利用社局の路線をいう。

（禁止事項）

第4条 旅客は、偽造、変造及び不正に作成し、又は入手した決済媒体を使用して乗車することはできない。

（制限又は停止）

第5条 旅客運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めるときは、タッチ決済乗車の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入場方法、乗車する列車、使用可能時間等を制限し、又は停止することがある。

2 前項の規定による制限し、又は停止をする場合は、その旨を関係駅及び当社ホームページ等に掲示する。

3 本条に基づく制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

（利用履歴の確認）

第6条 旅客は、提携事業者が管理するウェブサイト「Q-moveポータルサイト」に会員登録することで、決済媒体による乗車日、利用区間、運賃等の利用履歴を確認することができる。

2 前項の規定にかかわらず、利用した日から起算して365日を経過した利用履歴及び提携事業者に起因する特別な事情がある場合の利用履歴を確認することはできない。

3 当社は、当該ウェブサイトの停止や障害等については、その責めを負わない。

（決済方法及び決済手段）

第7条 都度利用による旅客運賃の決済方法は、旅客が所有する決済媒体の発行事業者の定めるところによる。

2 都度利用に使用できる決済媒体のブランドは、VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、DISCOVER及び中国銀聯とする。

3 都度利用により発生した運賃は、1日単位で集計する。

4 都度利用により発生した運賃は、旅客が利用した決済媒体の発行事業者が当社に立替払いするものとし、当該発行事

業者は、旅客に対して運賃相当額の債権を取得するものとする。

5 発行事業者から旅客に対する請求方法については、当該発行事業者が別に定めるところによる。

第2編 旅客営業

第1章 通則

(免責事項)

第8条 決済媒体において、発行事業者に起因する旅客の損害又は発行事業者のサービス機能に関する旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

2 この規則に定めのない、決済媒体を使用したサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

3 旅客が、携帯情報端末等の決済媒体を使用するために利用する通信提供事業者のシステム障害、回線障害等に起因した損害等については、当社はその責めを負わない。

4 携帯情報端末等の決済媒体利用における情報端末の通信費用等については、旅客が負担するものとする。

(契約の成立時期及び適用規定)

第9条 タッチ決済乗車に関する旅客との運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、入場時に対応改札機等による改札を受けた時に旅客と当社の間において成立する。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとする。

(目的及び使用方法)

第10条 都度利用は、決済媒体による駅相互間の乗車に使用することを目的とし、その使用方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 決済媒体を使用して乗車するときは、対応改札機による改札を受けて入場し、同一の決済媒体により対応改札機による改札を受けて出場しなければならない。

(2) 適用する運賃は、規程第46条第1項に定める大人に限るものとする。

(3) デビットカード又はプリペイドカードを所持する12歳未満の小児旅客が、前号の運賃を支払うことを承諾して使用する場合に限り、決済媒体を有する小児1人が使用することができる。

(4) 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合は、当該決済媒体で再び入場することができない。

(5) 旅客の所持する決済媒体の不具合、携帯情報端末等の故障、充電切れ、通信障害等により第1号に規定する処理ができない場合、都度利用は無効として取り扱い、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により支払うものとする。

(6) 決済媒体を紛失したときは、前号の規定に準じて取り扱う。なお、決済媒体の紛失に対する損害等については、当社はその責めを負わない。

(取扱区間)

第11条 当社において都度利用で乗車できる区間は、当社線全線の各駅相互間とする。ただし、中野駅については乗車の取扱いは行わない。

2 当社と相互利用社局線の対応改札機設置駅相互間の都度利用については、第24条の規定による。

(制限事項)

第12条 旅客は、次の各号のいずれかに該当するときは、都度利用により乗車することができない。

(1) 1回の乗車につき、複数の決済媒体（カードと当該カード情報を紐づけた携帯情報端末等を含む。）を同時に使用すること。

(2) 決済媒体を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。

(3) 決済媒体と他の乗車券、乗車証等を併用すること。

(4) 対応改札機の故障又は停電、システム障害等により取扱いができないとき。

(5) 決済媒体の有効期限終了、利用可能額超過等により、発行事業者による使用制限又は使用停止の措置を受け、使用できない状態になったとき。

(6) 旅客が、出場時に対応改札機で運賃の支払いができない経路を乗車したとき。

(7) 決済媒体に登録された名義人本人以外が使用したとき。

(8) 当社線から他社線に改札を受けることなく連続して乗車したとき。ただし、相互利用社局線についてはこの限りではない。

(旅客の同意)

第13条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

第2章 運賃

(運賃)

第14条 都度利用で乗車した場合の運賃は、規程第51条、第52条及び第53条に定める普通旅客運賃とする。ただし、小児の運賃は設定しない。

2 前項の普通旅客運賃には、規程第51条及び第53条に定める鉄道駅バリアフリー料金を加算する。

(割引運賃)

第15条 旅客は都度利用について、当社線と東京都地下高速電車線（以下「都営地下鉄線」という。）との連絡特殊割引に限り、旅客運賃割引の適用を受けることができる。

(運賃計算の特例)

第16条 都度利用が規程第45条に掲げる区間内各駅発着の場合、又は同区間を通過する場合の普通旅客運賃は、最も

短い経路のキロ程により計算する。

2 前項の場合の乗換駅は、規程第45条第2項に定めるところによる。

第3章 効力

(効力)

第17条 第10条の規定により都度利用する際の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 片道1回の乗車に限り有効とする。
- (2) 1つの決済媒体につき、1名のみ入場処理を行うことができる。
- (3) 入場処理された決済媒体で出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできない。
- (4) 入場処理を行った当日限り有効とする。
- (5) 途中下車の取扱いはしない。

(無効となる場合)

第18条 旅客が次の各号に該当するときは、当該都度利用は無効として取り扱う。

- (1) 決済媒体を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機による改札を受けずに乗車した場合
- (3) 偽造、変造又は不正に作成、入手された決済媒体を使用した場合
- (4) この規則の定めに基づかず使用した場合
- (5) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃及び増運賃の收受等)

第19条 前条各号のいずれかに該当した場合、規程の定めにより旅客運賃及び増運賃を收受する。

第4章 特殊扱い

(同一駅で出場する場合の取扱い)

第20条 旅客は、決済媒体で対応改札機において入場後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金等により支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、当該駅の最低運賃相当額を現金等により支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(入場処理未了時の取扱い)

第21条 旅客は、対応改札機による改札を受けずに入場し、入場処理されていない決済媒体を使用して出場しようとした場合は、出場駅から最遠区間の片道普通旅客運賃及び第19条に規定する増運賃を現金等により支払わなければならない。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、当該旅客に悪意がないと当社が認めるときは、乗車駅を申し出て乗車駅に対する入場処理を受けた後、出場駅の出場処理を受けるものとする。

2 前項ただし書の規定により取り扱う場合において当該入場処理ができないときは、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等により支払うものとする。

(出場処理未了時の取扱い)

第22条 旅客は、出場処理がされていない決済媒体を使用して入場する場合は、当該媒体に記録された乗車駅から最遠区間の片道普通旅客運賃及び第19条に規定する増運賃を現金等により支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、当該旅客に悪意がないと当社が認めるときは、出場駅を申し出て、乗車区間に対する出場処理を受けるものとする。

2 前項ただし書の規定により取り扱う場合において当該出場処理ができないときは、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等により支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとする。

(運行不能時の取扱い)

第23条 旅客は、決済媒体で入場処理後、列車の運行が不能となった場合は、次に掲げる取扱いのいずれかを選択のうえ請求することができる。

- (1) 無賃送還
 - (2) 任意による旅行中止
- 2 前項第1号の取扱いを選択した旅客は、入場処理を行った駅まで無賃送還することができる。この場合、当該決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、旅客が無賃送還中、途中駅での下車を希望する場合、入場駅から下車を希望する駅までの普通旅客運賃を、下車駅において当該決済媒体から收受する。
- 4 第1項第2号の取扱いを選択した旅客については、入場駅から旅行中止駅までの普通旅客運賃を旅行中止駅において当該決済媒体から收受する。
- 5 第3項及び第4項による下車駅が、第11条に規定する駅以外であるときは、第28条第3項の規定を準用する。

第3編 他社線

(他社線への都度利用及び乗り継ぐ場合の取扱い)

第24条 第3条第8号に規定する相互利用社局の路線の取扱区間内を連続して乗車する場合に限り、都度利用の取扱いを行うものとする。

2 前項に定める相互利用社局は次の鉄道事業者をいう。

- (1) 小田急電鉄株式会社

- (2) 株式会社小田急箱根
 - (3) 京王電鉄株式会社
 - (4) 京浜急行電鉄株式会社
 - (5) 相模鉄道株式会社
 - (6) 西武鉄道株式会社
 - (7) 東急電鉄株式会社
 - (8) 東京都交通局
 - (9) 東武鉄道株式会社
 - (10) 横浜高速鉄道株式会社
- 3 第9条、第10条、第12条、第13条、第17条、第18条、第19条、第21条及び第22条の規定は、当社線と前項の相互利用社局線とを連続して乗車するときにも準用する。
- (他社線内の取扱い)
- 第25条 当社線と、前条に定める相互利用社局線の取扱区間内を乗り継いで乗車するときの相互利用社局線内におけるタッチ決済乗車による取扱いについては、当該鉄道事業者の定めるところによる。
- (他社線と乗り継ぐ場合の運賃)
- 第26条 当社線と、第25条に定める相互利用社局線の取扱区間内を連続して乗車する場合の運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を計算することがある。
- (他社線と乗り継ぐ場合の割引の適用)
- 第27条 第15条に規定する当社線と都営地下鉄線を乗り継ぐ場合は、それぞれの片道普通旅客運賃を併算した額から70円を差し引いた額とし、この場合、発着区間の経路が2以上あるときは、旅客運賃が最も低額となる経路を乗車したものとみなして計算する。
- 2 前項にかかわらず、次の各号に該当するときはこの限りではない。
- (1) 接続駅で乗換時間が60分を超えたとき。
 - (2) 接続駅の対応改札機による出場時の処理未了により、乗車当日に出場処理が行われなかったとき。
- (複数の他社線を乗り継ぐ場合の効力)
- 第28条 相互利用社局線との接続駅において改札を受けることなく乗り継ぐときの効力は、第17条を準用する。
- 2 相互利用社局以外の事業者の路線に、接続駅において改札を受けることなく乗り継ぐときは、タッチ決済乗車は無効とする。この場合、旅客は次の各号により運賃を支払い、決済媒体への処理を受けなければならない。
- (1) 旅客は、当該事業者との接続駅から、実乗車区間に対する普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた旅客運賃を、現金等により支払わなければならない。
 - (2) 旅客は、相互利用社局線内の実乗車区間に対する普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた旅客運賃を、現金等により支払わなければならない。
 - (3) 旅客は、前号の旅客運賃収受の際、出場処理が未了の決済媒体を提出し、発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 3 相互利用社局線に乗り継ぐ場合であっても、対応改札機未設置駅において出場するときは、タッチ決済乗車は無効とする。この場合、旅客は次の各号により運賃を支払い、決済媒体への処理を受けなければならない。
- (1) 旅客は、相互利用社局線内の実乗車区間に対する普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた旅客運賃を現金等により支払わなければならない。
 - (2) 旅客は、対応改札機設置駅において、出場処理が未了の決済媒体を提出し、発駅情報の消去処理を受けなければならない。

第4編 雑則

(改廃手続)

第29条 この規則の改廃は、りん議文書により部長決裁で行う。

附 則 (2026年3月営業部達第70号)

この規則は、2026年3月25日から施行する。